

令和6年度岩手県地域包括ケア基盤確立アドバイザー派遣事業 事務フローについて

- ① 財団は、年度当初に市町村及び地域包括支援センターに対して、事業実施の意向を確認する。
- ② 市町村等は、当該年度中の事業の活用について検討のうえ、意向確認書により財団に報告する。
- ③ 市町村等は、②のほか随時、事業の活用について意向を財団に申し出ることができる。
- ④ 財団は、事業実施の意向のある市町村等にヒアリングを実施し、事業内容を確認する。
- ⑤ 財団は、市町村等にヒアリング結果を連絡し、財団への派遣依頼書の提出を指示する。
- ⑥ 市町村等は、派遣を希望するアドバイザーと派遣日程等を事前に調整のうえ、派遣実施の2週間前までに、財団に派遣依頼書を提出する。

なお、アドバイザーに市町村の課題や目標等を示し、助言内容についてアドバイザーと共有する。

- ⑦ 財団は、依頼に基づき対象市町村等を決定し、市町村等に通知する。併せて、アドバイザーへ対象市町村への派遣を依頼する。
- ⑧ 1回目のアドバイザー派遣(財団同行)
 - ※担当職員への助言のほか、フォーラム・勉強会・会議等の場で関係者との意識共有等も可
- ⑨ アドバイザーはアドバイス報告書を、市町村等是对応報告書を財団に提出する。(派遣後2週間を目途)
- ⑩ 市町村等は、アドバイスに基づく対応を実践する。
 - ※実践期間は2~3か月(この間、市町村等はアドバイザーとメール等で対応策や次回派遣日程を調整)
- ⑪ 2回目のアドバイザー派遣(必要に応じて財団同行)
- ⑫ アドバイザーはアドバイス報告書を、市町村等是对応報告書を財団に提出する。(派遣後2週間を目途)
- ⑬ 市町村等は、アドバイスに基づく対応を実践する。
- ⑭ 市町村等の対応状況により追加派遣を行う。(基本的な派遣回数は2~3回とするが、追加派遣も可)
 - なお、当該年度における最終の派遣は令和7年2月末日までを目途とする。

〔参考〕 これまでに派遣したアドバイザー及び支援対象項目

- ・ ケアタウン総合研究所 代表 高室 成幸 氏 (自立支援型地域ケア個別会議)
- ・ さわやか福祉財団 常務理事 鶴山 芳子 氏 (生活支援体制整備)
- ・ 花巻市高松第三行政区ふるさと地域協議会 事務局長 熊谷 哲周 氏 (生活支援体制整備)
- ・ NPO 法人全国移動サービスネットワーク 事務局長 伊藤 みどり 氏 (移動支援)
- ・ 矢巾町地域包括支援センター 認知症地域支援推進員 鱒沢 陽香 氏 (認知症ケア向上)
- ・ 八戸学院大学短期大学部 教授(前岩手県立大学社会福祉学部教授) 柏葉 英美 氏 (認知症ケア向上)
- ・ こんの神経内科・脳神経外科クリニック 院長 紺野 敏昭 氏 (認知症ケア向上)